

モンベルアウトドアヴィレッジもとやま団体宿泊棟約款

(適用範囲)

第1条 当団体宿泊棟が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当団体宿泊棟が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条 当団体宿泊棟に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当団体宿泊棟に申し出ていただきます。

(1) 宿泊者名、性別、生年月日、ご住所、お電話番号

(2) 宿泊日及び到着予定時刻

(3) 宿泊料金(原則として別表第1の利用料金内訳による)

(4) その他当団体宿泊棟が必要と認める事項

2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当団体宿泊棟は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとしてこの約款の規定に基づいて処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当団体宿泊棟が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当団体宿泊棟が承諾をしなかったときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を越えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当団体宿泊棟が定める申込金を、当団体宿泊棟が指定する日までに、お支払いいただきます。

3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4. 第2項の申込金を同項の規定により当団体宿泊棟が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当団体宿泊棟がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当団体宿泊棟は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当団体宿泊棟が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合において宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハのいずれかに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす行動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると認められるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 高知県旅館業法施行条例第7条(旅館業法第5条第3号)の規定する場合に該当するとき。
- (10) かつて当団体宿泊棟において、本条(3)、(5)及び(7)のいずれかに該当する行為をしたことがあるとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当団体宿泊棟に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当団体宿泊棟は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当団体宿泊棟が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当団体宿泊棟が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当団体宿泊棟が宿泊客に告知したときに限ります。

3. 当団体宿泊棟は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の20時(あらかじめ、到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなして処理することがあります。宿泊客は、本項に基づく当団体宿泊棟の処理に関しては、何ら異議を申し立てることはできないものとします。

(当団体宿泊棟の契約解除権)

第7条 当団体宿泊棟は、次の各号のいずれかに該当する場合には、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が次のイからハのいずれかに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす行動をしたとき。

- (4) 宿泊客が伝染病者であると認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 高知県旅館業法施行条例第7条(旅館業法第5条第3号)の規定する場合に該当するとき。
 - (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当団体宿泊棟が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
2. 当団体宿泊棟が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当団体宿泊棟のビジターセンターにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当団体宿泊棟が必要と認める事項

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当団体宿泊棟の客室を使用できる時間は、15時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当団体宿泊棟は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金(端数切り下げ)を申し受けます。

- (1) 超過3時間までは、基本宿泊料の3分の1
- (2) 超過6時間までは、基本宿泊料の3分の2
- (3) 超過6時間以上は、基本宿泊料の全額(以後、超過24時間単位で基本宿泊料の全額)

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は、当団体宿泊棟内においては、当団体宿泊棟が定めて団体宿泊棟内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条 当団体宿泊棟の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。

(1) ビジターセンター・キャッシャー等サービス時間:

イ. ビジターセンターサービス 9:00~18:00 G/W及び8月は8:00~18:00

(2) 飲食等(施設)サービス時間

イ. 朝食 7:00~8:00

ロ. 夕食 17:00~19:00

ハ. その他の飲食等(別棟ハーベステラス) 11:00~20:00(G/W、8月除く) 11:00~20:30(G/W、8月)

(3) 附帯サービス施設時間:

1. 浴場 13:00~20:00 ※G/W、8月における土日祝については13:00~21:00

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、現金又はクレジットカードその他団体宿泊棟が認めた方法により、宿泊客の到着の際又は当団体宿泊棟が請求した時、ビジターセンターにおいて行っていただきます。

3. 当団体宿泊棟が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当団体宿泊棟の責任)

第13条 当団体宿泊棟は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、当団体宿泊棟の責めに帰すべき事由により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。

2. 当団体宿泊棟は、万一の火災等に対処するため、火災保険、賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第14条 当団体宿泊棟は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客と協議の上、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2. 当団体宿泊棟は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、別表第1に定める基本宿泊料相当額の補償料を宿泊客に支払います。ただし、客室が提供できないことについて、当団体宿泊棟の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第15条 当施設では寄託物等の取り扱いは行っておりません。

2. 宿泊客が当団体宿泊棟内にお持ち込みになった物品又は現金並びに、貴重品に関しては滅失、毀損等の損害が生じたときは、当団体宿泊棟は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当団体宿泊棟に故意又は重大な過失がある場合を除き、10万円を限度として当団体宿泊棟はその損害を賠償します。但し、いずれの場合においても、宿泊客の責めに帰すべき事由による場合には、この限りではありません。

3. 宿泊客が当団体宿泊棟内にお持ち込みになった 物品又は現金並びに貴重品に関して、前項に定める場合以外は、当団体宿泊棟は賠償いたしかねます。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当団体宿泊棟に到着した場合は、その到着前に当団体宿泊棟が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がビジターセンターにおいてチェックインする際お渡します。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当団体宿泊棟に置き忘れられていた場合におい

て、その所有者が判明したときは、当団体宿泊棟は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署(本山警察署)に届けます。

3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当団体宿泊棟の責任は、前条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車 の 責任)

第17条 宿泊客が当団体宿泊棟の駐車場をご利用になる場合、当団体宿泊棟は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当団体宿泊棟の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客 の 責任)

第18条 宿泊客の責めに帰すべき事由により当団体宿泊棟が損害を被ったときは、当該宿泊客は当団体宿泊棟に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 利用料金内訳

宿泊客が支払うべき総額		内訳
宿泊料金	①	基本宿泊料 1名1泊 ¥3,000(税別)
追加料金	②	飲食代
	③	その他利用料金及び商品代
税金	④	消費税等

備考 未就学児無料は4歳未満に適用し、寝具が必要な場合は料金をいただきます。

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

利用日30日前～8日前	利用料金の10%
利用日7日前～4日前	利用料金の20%
利用日3日前	利用料金の50%
利用日2日前	利用料金の90%
利用日前日～当日	利用料金の100%

備考 違約金は別表第1の①②③④の合計金額に対して発生します。

(利用規則)

当団体宿泊棟では、すべてのお客様に安全かつ快適にご滞在いただくために、宿泊約款第10条に基づき次の通り利用規則を定めておりますので、ご理解のうえ遵守いただきますようお願い申し上げます。

遵守いただけない場合は、やむを得ず当団体宿泊棟のご利用をお断りすることがございますので、ご注意くださいようお願い申し上げます。

【火災予防上お守りいただきたい事項】

1. 当施設内に火薬や揮発油など、発火物、引火性物質は持ち込まないでください。
2. 喫煙は、所定の場所にてお願いします。所定の場所以外での喫煙はご遠慮願います。
3. 客室内では全室禁煙です。なお、寝たばこは絶対にしないでください。
4. 火災の原因となるような行為は厳禁です。

【保安上お守りいただきたい事項】

1. ご滞在中のお部屋から出られる際には施錠をご確認ください。
2. 館外へ外出される際は、ビジターセンターに鍵をお預けになられますようお願い申し上げます。
3. 貴重品の管理は各自で行ってください。
4. ご訪問客と客室内でのご面会をご遠慮願います。ご面会にはビジターセンターをご利用ください。
5. 当団体宿泊棟内の営業施設以外の場所に許可なく立ち入ったり、立ち入りを強要なさらさないでください。
6. 未成年のみのご宿泊は特に保護者の許可のない限りお断りさせていただきます。

【維持管理上お守りいただきたい事項】

1. 動物、鳥類(ペット類)の同伴をご遠慮願います。
2. 著しく悪臭を発するものは持ち込まないでください。
3. 適法に所持を許可されていない鉄砲刀剣類、薬物などは持ち込まないでください。
4. 施設内の装飾品を外したり、移動させたりしないでください。
5. 宿泊登録をされていない方を施設内に入れないでください。
6. 近隣住民に迷惑となる高声放歌、喧騒な行為、その他、他人に嫌悪感を与えるような行為はお控えください。
7. 泥酔状態での入浴をご遠慮願います。
8. 布団は必ずシーツをセットしてご利用ください。
9. 不可抗力以外の事由により建造物、家具、備品その他の物品を損傷、紛失、あるいは汚染させた場合には、相当額を弁償していただくことがあります。

【その他お守りいただきたい事項】

1. 当団体宿泊棟内ではばくまたは風紀を乱すような行為はなさらさないでください。
2. 睡眠薬その他の薬物の使用により、他のお客様あるいは当団体宿泊棟に迷惑をかける行為はおやめください。
3. 当施設内で許可なしに、広告物の配布、掲示または物品の販売等はなさらさないでください。
4. お買物代、切符代、タクシー代、郵便切手代、お荷物送料等のお立替えはお断りさせていただきます。
5. ご予定の宿泊日数を変更なさる場合は、予めビジターセンター係員にご連絡ください。ご延長の場合はそれまでのお支払いをお願い申し上げます。
6. 暴力団等反社会勢力及びその関係者ならびに公共の秩序、善良の風俗に反する恐れのある場合には、宿泊契約成立後であっても、事実が判明した時点で宿泊契約を解除させていただきます。